

強度行動障害の状態にあるものへの
地域支援体制整備に関する研究
—地域支援体制のデータベース化を目指して—

分担研究報告書

強度行動障害支援のための指導的人材養成プログラムの開発および
地域支援体制の構築のための研究 (22GC1501)

分担研究報告書

強度行動障害の状態にあるものへの地域支援体制整備に関する研究

—地域支援体制のデータベース化を目指して—

分担研究者：日詰 正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究協力者：村岡 美幸 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、都道府県・政令指定都市の強度行動障害の状態にあるものへの地域の支援体制の整備状況を明らかにし、データベース化による情報共有の仕組みの構築を目指すことを目的に、都道府県と政令指定都市 67 自治体へ、強度行動障害の状態にある人の受け入れ事業所数、関係団体等との連携状況、研修の実施状況などを調査した。本稿は、回答のあった 38 自治体のうち、取り組みが書かれていた内容を中心に紹介している。取り組み内容にもよるが、多くて 10～12 自治体程度が取り組んでいる状況で、今後、整備が求められる状況がうかがえた。強度行動障害の状態にある人への地域支援体制のデータベース化は、各自治体での必要な取り組みが未整備である時期にこそ必要なため、早急に取り組む必要があると考えられた。

A. 研究目的

1. 背景

強度行動障害の状態にある人の地域生活には、多くの課題がある。令和3年(2021)度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究事業報告書」(PwC コンサルティング合同会社, 2021)では、自傷、他害、暴言、大声、奇声、異食、物を壊す等の理由で障害福祉サービス等事業所が利用を断り、結果、自宅でひきこもるため、家族がその対応に追われていることや、近隣等への迷惑行為、例えば、隣家に放尿をする、下半身を露出する、家電を屋外に放り投げるなどの行為により警察が出動したケースがあること、さらには障害に対する理解不足や過去の事業所とのトラブル、他者が介入すると不穏になるといった理由で、家族や本人が障

害福祉サービスの利用に消極的であること等が課題として述べられている¹⁾。

これらの課題は、支援者の技量不足、人材不足、地域支援体制の未構築等が要因として考えられる中で、令和3(2021)年度に一般社団法人全日本自閉症支援者協会が「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」で整理した地域支援体制構築のための要素、具体的には、強度行動障害の状態にある人の受入れを積極的に行っている事業所数や連携団体、強度行動障害支援に特化した受入事業、強度行動障害支援者養成研修の企画・運営、強行支援の発展を願う組織を超えた継続的チーム、事業所コンサルテーションの仕組み、広域で専門的な強度行動障害相談体制、トレーニングセミナー^注、広域で現実的な強度行動障害支援の検討会議、広域で

継続的な実態調査と公表の実施・拡充²⁾が求められる。

地域支援体制構築のための要素の実施・拡充のためには、他の自治体の取組み情報が参考となる。

2. 目的

本研究は、都道府県・政令指定都市の強度行動障害の状態にあるものへの地域の支援体制の整備状況を明らかにし、データベース化による情報共有の仕組みの構築を目指すことを目的とした。

B. 研究方法

都道府県及び政令指定都市を対象に、全日本自閉症支援者協会が令和3（2021）年度に実施した「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」で整理した図²⁾をベースに「強度行動障害支援の実績ある法人数」「連携している関係団体・親の会」「強度行動障害支援に特化した受入事業」「強度行動障害支援者養成研修の企画・運営状況」「強行支援の発展を願う組織を超えた継続的チームの有無」「事業所コンサルテーションの仕組み」「広域で専門的な強度行動障害相談体制」「トレーニングセミナーの実施状況」「広域で現実的な強行支援の検討会議」「広域で継続的な実態調査と公表」についてメールで情報提供を求めたほか、本調査独自の項目として、「医療との連携状況」「教育との連携状況」についても情報提供を求めた。その際、データベース化をすることを伝えた上で、自治体名の公表の可否を確認し、同意書の提出を求めた。情報提供を求めた期間は、令和6（2024）年10月～令和7（2025）年3月だった。

情報提供は、47都道府県20政令指定都市中、28都道府県10政令指定都市から得られた（情報提供率56.7%、うち都道府県59.6%、政令指定都市50.0%）。

なお、本稿では、「障害／障がい」の表記に

ついて、事業名等は回答のまま記載する。

■ 倫理面への配慮

国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た（承認番号06-09-03）。

C. 研究結果

1. 強度行動障害支援の実績ある法人

この設問には、大きく2種の回答があった。1つ目は、自治体での養成研修や事業に参画している事業所数の数、2つ目は、重度障害者支援加算の算出や強度行動障害加算体制整備済みの事業所数であった。そのため、1・2法人という回答もあれば、130事業所という自治体もあった。また、「強度行動障害支援の実績のある法人全数を把握できていない」もしくは「把握していない」と回答した自治体もあった。

2. 連携している関係団体・親の会

連携している自治体の連携団体等は、表1のとおりであった。「連携はしていない」と回答した自治体もあった。

表1 連携している関係団体等一覧

関係団体等
自閉症協会
知的障害福祉協会
手をつなぐ育成会
精神福祉家族会連合会
自閉症児者の未来を考える会
医師会
発達障害者支援センター
基幹相談支援センター
アスペ・エルデの会
LD親の会

3. 強度行動障害支援に特化した受入事業

強度行動障害支援に特化した受入事業は、コンサルテーションや研修会、ワーキンググ

ループの開催等であった。令和6（2024）年度の予算額が記載されていた自治体を、金額の大きい順に整理したのが表2である。

表2 強度行動障害支援に特化した受入れ事業等令和6（2024）年度予算額一覧

自治体名	事業等	予算額（R6）
福岡市	強度行動障がい者集中支援事業	47,063千円
兵庫県	強度行動障害地域生活支援事業	19,437千円
鳥取県	支援チームを運営する事業	10,056千円
群馬県	事業所コンサルテーション、研修会、発表会の実施、施設整備に係る補助金	約10,000千円
京都府	京都式強度行動障害モデル事業	5,000千円
堺市	堺市強度行動障害支援体制整備事業	3,747千円
大阪府	大阪府立砂川厚生福祉センター利用者地域移行支援事業補助金事業	1,800千円

事業の予算額が最も高い福岡市では、支援拠点施設「か〜む」で、24時間体制でマンツーマンでの集中支援を行い、個々の行動問題の分析及び障がい特性に応じた支援計画を作成し、行動問題の軽減を図るとともに、民間障がい福祉サービス事業者と連携し、受け入れ事業所の調整・拡大を図る「強度行動障がい者集中支援事業」を平成27（2015）年度より開始した。さらに、令和6（2024）年度から、「か〜む」の利用者を事業所等で受け入れる際、環境設定費用を上限100万円まで助成するほか、「か〜む」に移行支援の専門職員を配置し、受入事業所等への助言や1年間のケース会議参加など、移行後の継続的支援を行っている。

兵庫県では、緊急性の高い強度行動障害者を短期から中間集中支援し、再度地域生活を送ることができる仕組みを構築するとともに、地域での受け皿ともなる事業所の支援員スキルを向上させる取り組みを行っている。

鳥取県では、令和2（2020）年度から在宅の強度行動障がい児者の安定的なサービス利用を目指して関係機関で支援方法の共有・検討を継続的に行うモデル事業を実施しており、令和5（2023）年度からより広範な関係団体が関与する協議会を立ち上げた。現在は支援現場への指導者派遣を月1、2回実施、個別ケースに係るワーキンググループを毎月開催するとともに、年2回の協議会で各ケースの進捗を関係機関に共有している。その際の指導者謝金、環境調整に要する費用を対象とした市町村間接補助金、情報共有ツールの使用料等に予算を使っている。

群馬県では、事業所コンサルテーション及び研修会、発表会の実施、施設整備に係る補助金としての予算であった。

京都府は知的障害、発達障害のある御本人がその障害により生活上の困難が生じている際、委託先である2つの法人によって、ご本人に一定期間、事業実施法人の入所施設及び付帯する支援機能を活用してもらい、アセスメントを行うほか、ケースによっては受入支援を行わず、現在の支援事業所からの情報提供をもとに、支援内容に対して助言等を継続して実施する支援を行っている。

堺市は訪問コンサルテーション、実地研修、実践報告会を中心に事業を実施しているほか、大阪府は大阪府立砂川厚生福祉センターいぶきにて、平成24（2012）年度より強度行動障がい支援特化型施設として、府内の強度行動障がいの状態にある方を受け入れ、専門性の高い支援を提供し、地域移行を促すと共に、いぶき利用者のグループホーム等への受け入れに係る設備改修及び整備を実施した場合、その経費に対し予算の範囲内（利用者1人あたり1,800千円）で補助金を交付していることがわかった。

また、予算額は記されていないものの、福井県は施設整備に関する補助金を、千葉市は、以前定められていた「強度行動障害者特

別支援加算」の適用要件を緩和した市単事業を、横浜市は、医療型短期入所サービスの利用にあたり、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者にサービスの提供を行う事業所について、市独自の加算を行っていることがわかった。

以上、自治体が予算化した主な項目を整理したのが図1である。

環境調整費	会議開催費
人材育成費 コンサルテーション	研修開催費

図1 自治体が予算化した主な項目

4. 強度行動障害支援者養成研修の企画・運営状況

強度行動障害支援者養成研修の企画・運営は、自立支援協議会、社会福祉協議会、発達障害者支援センター、民間の指定・委託事業所が企画・運営している中で、株式会社や一般社団法人、有限会社の参入も一定数確認された。

5. 強行支援の発展を願う組織を超えた継続的チームの有無

岡山県、京都府、静岡県、大阪府、鳥取県、富山県、福井県、横浜市、静岡市、福岡市、北九州市、兵庫県では強行支援の発展を願う組織を超えた継続的チームがあることがわかった。具体期には、自立支援協議会をベースとしたチームや、強度行動障害支援者養成研修の関係者等をベースとしたチーム、知的障害者福祉協会や発達障害者支援センター、発達障害地域支援マネージャー等を中心としたチームであった。

6. 事業所コンサルテーションの仕組み

岡山県、群馬県、広島県、鳥取県、富山県、兵庫県、堺市、札幌市、静岡市、横浜市で事

業所のコンサルテーションが実施されていることがわかった。具体的には、強度行動障害の支援に精通した専門家や発達障害者地域支援マネージャーの派遣等が行われていた。

7. 広域で専門的な強度行動障害相談体制

岡山県、京都府、広島県、秋田県、神奈川県、石川県、鳥取県、富山県、横浜市、千葉市、和歌山県が整えていることがわかった。具体的には、基幹相談支援センターや発達障害者地域支援マネージャー、自立支援協議会、地域生活支援拠点等の協力により、相談支援体制が整えられていた。

8. トレーニングセミナーの実施状況

群馬県、札幌市、静岡市、福岡県で実施していることがわかった。中でも群馬県は、社会福祉法人が実施していたが、収支が見合わないため、令和7(2025)年度より県主催で実施することがわかった。

9. 広域で現実的な強度行動障害支援の検討会議

岐阜県、京都府、群馬県、佐賀県、鳥取県、福井県、福岡県、堺市、札幌市、千葉市、北九州市、兵庫県が実施をしていた。主な検討内容は表3のとおりであった。

表3 強度行動障害支援の検討会議内容

会議の内容	
緊急時の受入れ対応について	強度行動障害の支援における人手不足や受け入れ先の確保について検討
ケースの検討	2~3カ月に1回、委託先事業所と府、適宜、市も参画して実施
地域支援体制の整備について	ケースの課題や支援体制の整備に関して、他分野との連携や事業者支援のあり方と共に検討
研修	事例検討や勉強会を開催

10. 広域で継続的な実態調査と公表

岐阜県、京都府、群馬県、石川県、長野県、札幌市、千葉市、福岡市、大阪府が実施していた。実態調査結果を公表している自治体は、自治体調査を実施していると回答した9自治体中2自治体（千葉市、福岡市）であった。

また、岐阜県では在宅で生活をおくる強度行動障害児者約770名を把握し、在宅で生活する強度行動障がいのある人やその介護者が具体的にどういった支援を求めているか把握に努める必要があると考えていた。

11. 医療・教育との連携状況

岐阜県、京都府、群馬県、山形県、大阪府、長崎県、鳥取県、富山県、横浜市、札幌市、北九州市、兵庫県、福岡県が連携していた。具体的には、協議会メンバーに医療や教育関係者を含めていたほか、特別支援学校の先生に強度行動障害支援者養成研修の受講を促していたり、教育関係者にトレーニングセミナーに参加してもらいながら連携していた。

D. 考察

本研究は、強度行動障害の状態にある人への地域支援体制のデータベース化による情報共有の仕組みの構築を目指すことを目的に、都道府県・政令指定都市に情報提供を求めた。

38自治体から回答はあったが、結果で記したのは取り組みが記載されていた10～12の自治体の内容であり、「未実施」については本稿では紹介していない。強度行動障害の地域支援体制整備に必要な要素について、未実施事項も含めデータベース化することで、広域的支援人材の活用や都道府県間連携が図りやすくなり、国内の強度行動障害の状態にある人の地域支援体制整備の促進が図られるのではないかと考えられた。

E. 結論

強度行動障害の状態にある人への地域支援体制のデータベース化は、各自治体で必要な

取り組みが未実施である要素が多い時期にこそ必要であるため、早急に取り組む必要がある。

注 トレーニングセミナーとは、自閉症の人たちの療育・教育・支援に携わる人に、自閉症についての理解と、個々の自閉症の人たちに対応するための技術を習得してもらうための実践実技研修である。

<文献>

- 1) PwC コンサルティング合同会社：令和3年（2021）度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査研究」事業報告書
- 2) 全日本自閉症支援者協会：令和3年（2021）度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害者支援に関する中核的な人材の養成に関する研究」事業報告書